

議案第11号

世田谷区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 危機管理及び保育に係る施策の推進体制の強化を図るとともに、区政の重点課題等への対応に係る体制を整備するため、組織を改正する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区組織条例の一部を改正する条例

世田谷区組織条例（平成2年11月世田谷区条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条の表総務部の項の次に次のように加える。

危機管理部

第1条の表生活文化部の項中「生活文化部」を「生活文化政策部」に改め、同表保健福祉部の項中「保健福祉部」を「保健福祉政策部」に改め、同表子ども・若者部の項の次に次のように加える。

保育部

第1条の表道路・交通政策部の項中「道路・交通政策部」を「道路・交通計画部」に改める。

第2条の表総務部の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項の次に次のように加える。

危機管理部

災害対策、危機管理及び地域生活の安全に関すること。

第2条の表生活文化部の項中「生活文化部」を「生活文化政策部」に改め、同表保健福祉部の項中「保健福祉部」を「保健福祉政策部」に改め、同表子ども・若者部の項第2号を次のように改める。

児童及び母子の福祉に関すること（児童相談所に関すること（児童相談所長の権限に関することを除く。）を含む。）。

第2条の表子ども・若者部の項の次に次のように加える。

保育部

保育に関すること。

保育に係る施策の計画及び調整に関すること。

第2条の表道路・交通政策部の項中「道路・交通政策部」を「道路・交通計画部」に改め、同項第1号及び同表土木部の項第1号中「及び監察の統括」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。